

足立区社会福祉協議会基幹地域包括支援センター

足立区徘徊高齢者捜索情報ネットワーク事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徘徊高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 地域の関係機関等による緊急連絡体制及び連携・協力体制の構築を行う。
- (2) 地域における認知症高齢者とその家族への支援及び本事業の普及啓発を行う。
- (3) 高齢者の徘徊時に地域の関係機関等への緊急連絡を行い、連携・協力を依頼する。

(運営及び連携・協力体制等)

第3条 事業の運営及び連携・協力体制等は、次のとおりとする。

- (1) 事業の運営機関は、基幹地域包括支援センターとする。
- (2) 連携・協力体制の構成員は、前号の運営機関及び区内地域包括支援センター、足立区介護サービス事業者連絡協議会、区内指定居宅介護支援事業所、地域包括ケアシステム推進担当課、介護保険課、高齢福祉課高齢援護係、足立区社会福祉協議会、警察、消防、その他地域の関係機関等（以下「関係機関」という。）とする。
- (3) 運営機関は、緊急連絡体制を整備する。
- (4) 運営機関は、関係機関と協議等を行う連絡会を開催することができる。

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、足立区内に居住する高齢者で徘徊することにより生命・健康を損なう恐れのある者や事故の危険の可能性のある者

(連携・協力要請)

第5条 家族等から徘徊高齢者の捜索について連携・協力要請があった場合は、運営機関は速やかに、足立区徘徊高齢者捜索届（様式1）により関係機関に情報提供するものとする。

2 本人発見等により連携・協力要請が終結した場合は、情報提供を行った関係機関に対し運営機関は責任を持って、終結報告を行うものとする。

（費用）

第6条 前条に定める範囲の連携協力要請並びに終結報告に要する費用については、原則として無料とし、依頼者に負担を求めないものとする。

（受付時間）

第7条 原則として、電話による相談は年中無休とし、第5条に定める足立区徘徊高齢者捜索届（様式1）による関係機関への情報提供並びに終結報告については運営機関の窓口開館時間に対応することとし、窓口開館時間以外で緊急の場合は警察への捜索願による対応を優先する。

窓口開館時間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

（日曜日・祝祭日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、基幹地域包括支援センター所長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。